

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年2月2日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

第16条の2中「10分の7」を「3分の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年2月16日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市交通局契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(交通局企画総務部財務課)